

議案第62号

つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市職員の給与に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「，若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第30条第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第32条第1項中「，若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第34条を次のように改める。

（会計年度任用職員の給与）

第34条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については，この条例の規定にかかわらず，常勤の職員の給与との権衡，その職務の特殊性等を考慮して，別に条例で定める。

第35条第7項中「，若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

附 則

この条例は，令和2年4月1日から施行する。ただし，第29条第1項，第30条第2号，第32条第1項及び第35条第7項の改正規定は，令和元年12月14日から施行する。

令和元年11月27日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 印

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律と，成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い，関係規定の整備を行うため，この条例案を提出するものです。

つくばみらい市職員の給与に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第34号)新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (期末手当) | (期末手当) |
| 第29条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第31条までにおいて、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第31条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し_____ _____,又は死亡した職員(第35条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。 | 第29条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第31条までにおいて、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第31条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第35条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。 |
| 2~6 (略) | 2~6 (略) |
| 第30条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1) (略) (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員_____ _____ (3)・(4) (略) | 第30条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1) (略) (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。) (3)・(4) (略) |
| (勤勉手当) | (勤勉手当) |
| 第32条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれ | 第32条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれ |

らの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の、規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し_____, 又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2~5 (略)

(会計年度任用職員の給与)

第34条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。

(休職者の給与)

第35条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2~6 (略)

7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間で第29条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し_____,

らの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の、規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し, 又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2~5 (略)

(非常勤職員等の給与)

第34条 常勤を要しない職員(再任用短時間勤務職員を除く。)及び臨時に雇用される職員(再任用短時間勤務職員を除く。)については、任命権者は、一般の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で別に定めるところにより給与を支給するものとする。

2 前項の職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前項の給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

(休職者の給与)

第35条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2~6 (略)

7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間で第29条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若し

_____, 又は死亡したときは, 第29条第1項の規定により規則で定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし, 規則で定める職員については, この限りでない。

8 (略)

くは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し, 又は死亡したときは, 第29条第1項の規定により規則で定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし, 規則で定める職員については, この限りでない。

8 (略)